

医科診療報酬点数表関係

<医科>

【入院基本料】

(問19) ADL維持向上等体制加算の医師の要件である研修の内容が通知に示されているが、具体的にはどのような研修があるのか。

(答) 現時点では、日本リハビリテーション医学会が主催する「急性期病棟におけるリハビリテーション医師研修会」の研修を指す。

【感染防止対策加算】

(問40) 院内感染対策サーベイラインス(JANIS)において、一部の部門のみ参加すればよいのか。

(答) 少なくともJANISの検査部門がに参加していることが必要である。

【回復期リハビリテーション病棟入院料】

(問46) 体制強化加算の医師の要件である研修の内容が通知に示されているが、具体的にはどのような研修があるのか。

(答) 現時点では、①回復期リハビリテーション病棟協会が開催する「回復期リハ病棟専従医師研修会」、②日本慢性期医療協会が開催する「総合リハビリテーション講座」のいずれかの研修を指す。

【がん患者管理指導料】

(問57) がん患者指導管理料2の看護師の研修とはどのような研修か。

(答) 現時点では、日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」の研修。日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」又は「精神看護」の専門看護師教育課程。

【在宅患者訪問褥瘡管理指導料】

(問66) 在宅褥瘡ケアに係る所定の研修とは何を指すのか。

(答) 現時点では、日本褥瘡学会が実施する褥瘡在宅セミナー、在宅褥瘡管理者研修対応と明記された教育セミナー並びに学術集会の教育講演を指す。また、日本褥瘡学会認定師、日本褥瘡学会在宅褥瘡予防・管理師は、所定の研修を修了したとみなされる。なお、看護師については、皮膚・排泄ケア認定看護師の研修についても所定の研修を修了したとみなされる。

【リハビリテーション】

(問76) 脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料の注5の施設基準にて、「…介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション…」とあるが、例えば、同一法人内で通所リハビリテーションを実施している場合や特別の関係の事業所で通所リハビリテーションを行っている場合についても、実績があるとして届出ができるのか。

(答) 届出することはできない。保険医療機関における実績が必要である。

(問78) H007-2がん患者リハビリテーション料の医療関係団体等が主催するがん患者のリハビリテーションに係る適切な研修とは具体的になにか。

(答) 現時点では、一般財団法人ライフ・プランニング・センターが主催する「がんのリハビリテーション研修」、一般財団法人ライフ・プランニング・センターが主催する「がんのリハビリテーション」企画者研修修了者が主催する研修、又は公益社団法人日本理学療法士協会が主催する「がんのリハビリテーション研修会」(平成26年4月開始予定)を指す。

【その他】

(問91) 手術前等において食事を提供せず、経口補水液のみを提供する場合や主として経静脈的に栄養投与され~~れて~~いる患者に対し、腸内環境整備のためにわずかな栄養素のみを投与する場合等、当該患者に対して必要なエネルギーをまかなうための食事を提供していない場合について入院時食事療養費を算定することは可能か。

(答) 算定できない。

< D P C >

3. 診断群分類の適用の考え方について

(問 3-4-11) 「G 0 0 6 埋込型カテーテルによる中心静脈栄養」を実施した場合、「手術・処置等2」の分岐の区分で「G 0 0 5 中心静脈栄養注射」を選択することができるのか。

(答) 選択することはできない。定義テーブルに記載されている項目のみで判断する。

6. 診断群分類点数表等により算定される診療報酬について

(問 6-28) グランツマン血小板無力症患者 (G P II b - III a 及び／又は H L A に対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるもの) に使用する「血液凝固第VII因子製剤 (エプタゴルアルファ (活性型) (遺伝子組換え))」は出来高で算定することができるのか。

(答) 算定できる。

10. 退院時処方の取扱いについて

(問10-8) 介護老人福祉施設に退院する場合、退院時処方の薬剤料は別に算定することができるのか。

(答) ~~介護老人福祉施設~~は算定することができる。

12. データ提出加算について

(問12-4) 平成25年度までにデータ提出加算を届け出している病院においては、~~通常平成25年度まで調査対象となっていた病床~~の退院患者調査データを提出していれば、データ提出加算を算定することができるのか。

(答) 平成26年度に限り算定することができる。~~ただし、4月1日からの算定にあたっては4月16日までに厚生局への届出が必要となる。また、なお、データの提出に遅延等が認められた場合は、当該提出月の翌々月について、当該加算は算定することができない。~~

<調剤>

【調剤基本料】

(問3) 特例の除外規定(24時間開局)に該当しない場合にも、該当する調剤基本料の点数の区分について地方厚生局への報告が必要か。

(答) 平成26年4月中、全ての保険薬局に対して一律に報告を求めるものである。

また、平成25年12月1日以降に新規で保険薬局の指定を受けた薬局については、
指定日の翌月から起算して、4ヶ月目の月に報告することで差し支えない。

なお、その後については、変更が生じた都度、報告が必要である。